

尾張旭市監査公表第31号

平成30年11月30日付け尾張旭市監査公表第25号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成30年12月27日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 秋 田 進

企画部情報課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
公衆無線LAN機器賃貸借において、随意契約公表の事務手続きが適切に行われていない。随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合において、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約確認表を作成し、内容の公表を行うこととしている。	指摘の件につきまして、随意契約確認表を作成し、内容の公表を行いました。
あいち情報セキュリティクラウドに関する綴（5年保存）において、県からの文書（メールを含む）の受付処理がされていない。尾張旭市文書取扱規程第13条第1号により文書の配布を受けたときは、收受日付印を押し、文書番号を記入し、文書処理簿に記載する必要がある。	指摘の件につきまして、尾張旭市文書取扱規程第13条第1号に基づき、文書番号を記入し、文書処理簿に記載しました。
行政情報番組制作放送業務の契約に関する文書が3年保存となっているが、尾張旭市文書取扱規程別表（第26条関係）により5年保存が適切と思われる。	指摘の件につきまして、尾張旭市文書取扱規程別表（第26条関係）により5年保存としました。